

当金庫の預金商品の概要	
1. 商品名	勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金）
2. 販売対象	・ 勤労者である個人（契約時満 55 歳未満の方）
3. 期 間	・ 積立期間 5 年以上（年 1 回以上、定期的に預入することが必要。） ・ 据置期間 6 ヶ月以上 5 年以内 ・ 年金受取期間 5 年以上 20 年以内
4. 預入方法 （1）預入方法  （2）預入金額 （3）預入単位	・ 給与または賞与からの天引きによる。 預入日から年金元金計算日（受取開始日の 3 ヶ月前の応答日）までの期間が 1 年以上の場合は、預入毎に期日指定定期預金を作成します。預入日から年金元金計算日間の期間が 1 年未満の場合は、預入毎に自由金利型定期預金（M型）〈単利型〉を作成します。 ・ 1, 0 0 0 円以上 ・ 1, 0 0 0 円
5. 払戻方法	・ 据置期間経過後かつ満 60 歳に達した日以降、5 年以上 20 年以内の期間にわたり、3 ヶ月毎に指定口座に振込みます。
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・ 各積立預入時の当金庫所定の利率を適用します。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で、期日指定定期預金は 1 年毎の複利計算。
7. 税 金	・ 550 万円まで非課税（ただし、財形住宅と合算で 550 万円。） ・ 残高が 550 万円を超過した場合、又は積立中断期間が 2 年以上に及んだ場合等非課税の要件を満たさなくなった場合は、その後に支払われる利息に 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ やむを得ない事情により年金形式以外で払戻す場合は、過去 5 年間さかのぼって利息に 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。ただし、年金受取開始後 5 年経過している場合は、解約利息のみに 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	——
10. 中途解約時の 取扱い	・ 期日指定定期預金を満期日前に解約する場合は、預入された各期日指定定期預金毎に預入期間に応じた中途解約利率により、1 年複利計算した利息とともに支払います。 ・ 自由金利型定期預金（M型）を満期日前に解約する場合は、預入された各自由金利型定期預金（M型）毎に預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ・ 中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。
12. リスクに関 する事項	・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）